富山県障害者差別解消協議会の設置について

資料３－２

１　目的

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例に基づき、障害を理由とする差別解消の取組みを効果的かつ円滑に行うため、富山県障害者差別解消協議会を設置するもの。

２　役割・機能

　 　県障害者施策推進協議会とともに県の障害者施策を推進する役割を担う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 県障害者施策推進協議会 | 県障害者差別解消協議会 |
| 根　　拠 | 障害者基本法第27条 | 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例  第24条 |
| 協議内容 | 1. 障害者に関する総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議 2. 障害者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議 | 1. 障害を理由とする差別解消の推進のための情報共有 2. 障害を理由とする差別解消の取組みに関する協議 |

３　委員の構成

県障害者差別解消協議会の委員は、県障害者施策推進協議会の委員をもって充てる。

H27.11.5県の附属機関として設置済

＜参考＞法と県条例における推進体制の定義と役割

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 障害者差別解消法 | 県条例  （相談体制及び紛争解決の機能を強化） | |
| 地域協議会 | 障害のある人の相談に  関する調整委員会  （法に基づく地域協議会） | **差別解消協議会**  **（＝施策推進協議会）** |
| 目　的 | | 差別相談等の情報共有や協議を通じて、事案解決や類似事案の発生防止等の取組みを行うため | ・差別解消施策の重要事項を調査審議するため  ・相談対応で解決できなかった申立事案の紛争解決を行うため | 差別解消の取組みを効果的かつ円滑に行うため |
| 構成員 | | 行政、関係機関･団体等  障害者・教育・福祉・医療保健  ・事業者・法曹等 | 障害者、福祉、医療、雇用、教育、その他障害者の権利擁護に関する有識者 | 県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者 |
| 機　能 | 相談体制の整備 | 関係機関による相談体制の整備 | (広域専門相談員等による相談体制を別途整備済) | |
| 紛争解決 | 紛争防止や解決を図る事案の共有 | ○  助言・あっせん、  知事への勧告要請等 | － |
| 関係機関におけるあっせん・調整等の取組みによる紛争解決の後押し |
| 情報共有､取組みの推進 | 相談事例の共有 | ○  個別事案の共有、個別事案を  踏まえた取組みの検討等 | ○  調整委員会での検討結果を  踏まえた取組みの推進等 |
| 差別解消に資する取組みの共有 |
| 差別解消に資する取組みの周知 |

富山県障害者差別解消協議会設置要綱

（設置）

第１条　障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）第24条の規定に基づき、富山県障害者差別解消協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）障害を理由とする差別の解消を推進するための情報共有に関すること。

（２）障害を理由とする差別の解消の取組みに関すること。

（３）その他障害を理由とする差別の解消の取組みを効果的かつ円滑に行うために必要な事項に関すること。

（組織等）

第３条　協議会の委員は、富山県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

２　協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充て、会議を進行する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集する。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、厚生部障害福祉課が行う。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年６月１日から施行する。